

令和7年度（令和8年4月1日採用予定）
米原市水源の里農業みらいづくり隊員 募集要項

令和7年7月29日

1 募集の目的

地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日総行応第38号）および米原市が制定する米原市水源の里農業みらいづくり隊員要綱に基づき、琵琶湖の源流に位置する米原市の中山間地における農業の担い手の確保および地域の活性化を目的として、滋賀県米原市内の小泉棚田地域および東草野地域において地域おこし協力隊員の募集を行います。

2 主な活動内容

米原市水源の里農業みらいづくり隊員としての活動は、小泉棚田地域および東草野地域において、農業を中心とした地域活性化活動を行います。具体的な活動内容は以下のとおりとします。

1	<p>【小泉棚田地域】</p> <p>(1) 基本活動（週4日程度）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業活動：耕作放棄された小泉棚田において、営農型太陽光発電設備の下をはじめとした農地で、農作物（例：ヨモギなどの薬草を想定）の栽培等を行い、耕作放棄地の解消、エネルギーの地産地消、棚田の農業が経済的に成立つモデル等の構築を目指します。・ 小泉棚田エコビレッジ推進協議会活動：地元自治会や営農者などで組織する協議会とともに、小泉棚田における農業や地域資源の有効活用に関する取組を企画・実施し、周辺集落の持続的発展を目指します。 <p>(2) みらい活動（週1日程度）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 任期終了後の生業づくり：棚田周辺の資源を活用した新たな生業の創出を行います。具体的には、地産地消の飲食店の企画運営、グリーンツーリズムの展開、薬草やハーブを活かした特産品開発などを想定しています。
2	<p>【東草野地域】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 農業活動：東草野地域（対象地区：甲津原、曲谷、甲賀、上板並）において、地域の集落営農組織と農作業に従事しながら米やそばの栽培等を行うことで農業技術の習得を図るとともに、将来的な地域農業経営の担い手として、持続可能な農業経営の実現と農地保全を目指します。・ マーケティング：食味にこだわった美味しいお米の販売戦略を確立し、各種情報発信（ウェブサイトやSNS等の活用）を行いながら、お米の販売促進に取り組みます。また、地域のアンテナショップ「甲津原交流センター」を活用しながら、「在来種伊吹そば」の調理提供や味噌、漬物などの加工・販売など、地域資源や特産品の販売促進に取り組みます。・ 東草野農業振興会活動：農村型RMO（地域運営組織）として活動する東草野農業振興会が策定した「東草野地区将来ビジョン」の推進を図るため、農地保全活動や地域資源活用、生活支援に資する活動にも積極的に参画し、地域農業の基盤強化を図ります。・ 地域支援型農業の企画実行：東草野地域が導入を予定している地域支援型農業（CSA）について、主体的にプロジェクトに参加、実行します。

	<p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東草野地区将来ビジョン」 https://www.city.maibara.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/nousei/nougyo/22697.html ・「甲津原交流センター ウェブサイト」 https://kozuhara.com/
3	<p>その他の付随する活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次報告書の提出、事業計画および年間報告書の作成 ・関係者との調整・会議への参加 ・活動成果の発信（地域の魅力発信、SNS 活用等）など

3 応募の条件

<p>応募資格</p> <p>（応募する全ての方が満たす必要があります。農業の経験・性別・年齢・学歴不問です。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県および兵庫県をいう）または地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市に現に住所を有する方 ・採用後、生活の拠点を米原市に移すとともに米原市に住民票を異動することができる方 ・任期終了後も米原市に居住する意思のある方 ・米原市暴力団排除条例(平成 23 年米原市条例第 36 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第 1 号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない方 ・普通自動車運転免許を有している方、または取得予定の方 ・パソコンの一般的な操作およびオンラインツールの活用ができる方
<p>求める人物像</p> <p>（農業未経験者も歓迎）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生や地域活性化に関心があり、農業を通じて地域に貢献したい方 ・農業を生業の中心とし、将来的に地域農業の経営を担っていききたい方 ・中山間地域の農業や集落の持続可能な発展に取り組む意欲のある方 ・環境に配慮した循環型農業（農薬・肥料を抑えた農業、在来種・特産作物等の活用）に興味がある方 ・食とエネルギーの自産自消生活に興味があり、地域資源を生かした生活を志向する方 ・地域住民や関係事業者と柔軟なコミュニケーションがとれる方 ・自分の得意分野（農産物加工、マーケティング、販売戦略、観光振興、ワークショップなど）を農業に生かし、新たな事業構築に積極的に取り組める方 ・米原市に定住して「2 主な活動内容」を継続する意思のある方 ・自然環境を活用した観光振興や地域資源の活用にも関心のある方 ・農業関連の技術や知識の習得に前向きで、地域の伝統文化を学びつつ活動できる方

4 採用予定人数 4 人

① 小泉棚田地域： 2 人（環境政策課 所管）

② 東草野地域： 2 人（農政課 所管）

※①②で勤務地、活動内容、担当課が異なります。

5 雇用形態

米原市水源の里農業みらいづくり隊員として市長が委嘱します。（雇用関係なし）

委嘱期間は、令和8年4月1日の着任日から令和9年3月31日までとします。以降は年度ごとに再度委嘱の可否を判断し、最長3年間活動することができます。

6 報酬

291,000 円/月

7 活動条件

活動地	小泉棚田地域または、東草野地域 ※研修等のため米原市外で活動をすることもあります。	
活動時間	勤務日は、週5日を原則とし、1日当たりの活動時間は7時間45分とします。 ※始業・終業時間および休日は農業活動の進捗や天候等の状況により変動することがあるため、市および受け入れ先と相談の上、調整するものとします。	
活動日数	1か月当たり20日（155時間）を基準とします。 ※土曜日・日曜日・祝日に勤務する場合は、上記を超えない範囲で勤務日を振り替えることができます。 ※所定の活動日数を下回った場合、報酬が減額となる場合があります。	
休日・休暇	・原則として土曜日、日曜日、祝日、年末年始を休日としますが、農業活動の進捗や天候等の状況により変動することがあるため、市および受け入れ先と相談の上、調整するものとします。 ・米原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則36号）に定める有給休暇相当の休暇を取得できます。	
待遇・福利厚生	住居	・活動地域内に居住していただくことを基本とします。 ・空家バンクを通じて、住居を斡旋することは可能です。 ・住居はご自身で契約いただきますが、家賃は上限5万円/月まで補助します。 ・住居に係る光熱水費等は自己負担とします。 ・転居に係る旅費や経費については自己負担とします。
	活動経費	・活動に必要な経費および研修費等については活動予算の範囲内で補助します。 ・活動に係る燃料費については活動予算の範囲内で補助します。 ・携帯電話、ネット環境整備等の通信費は自己負担とします。
	社会保険	・国民健康保険、国民年金にはご自身で加入いただきます。
	副業	・可（ただし市の確認が必要）
	その他	・活動には自家用車をご利用いただきます。

8 提出書類・選考の方法

(1) 提出書類

応募時に送付

- ・米原市水源の里農業みらいづくり隊員応募用紙：様式指定

最終面接時に持参

- ・現住所の住民票 : 3か月以内のもの
- ・普通自動車運転免許証の写し : 表面・裏面

応募用紙の送付先

米原市 市民部環境政策課 地域おこし協力隊採用担当：kankyohozen@city.maibara.lg.jp

※件名に「米原市水源の里農業みらいづくり隊員応募の件」とご記載ください。

※本文に「お名前」「ご連絡先」「オンライン質問会の参加の有無」をご記載ください。

(2) 選考方法

①オンライン質問会	<ul style="list-style-type: none">・希望者に対して、隊員募集に関するオンライン質問会を実施します。・米原市の担当者が参加し、地域の紹介や業務内容について説明を行います。9月19日から21日（2泊3日）に開催予定のためし協力隊についても説明します。・応募検討者からの質問を受け付け、疑問点の解消を図ります。
②応募書類受付	<ul style="list-style-type: none">・必要書類を送付いただいて正式に応募したものとします。
③書類選考	<ul style="list-style-type: none">・提出いただいた応募用紙を基に随時選考を行います。・選考結果は応募者全員に通知します。
④一次面接(WEB)	<ul style="list-style-type: none">・書類選考通過者を対象に米原市の担当者とのWEB面接を随時行います。
⑤最終面接(現地)	<ul style="list-style-type: none">・一次面接通過者を対象に米原市内で最終面接を行います。・実施場所や日程等の詳細については、一次面接の選考結果を通知する際にお知らせします。（12月頃予定）・面接時には必要書類を持参ください。 <p>※交通費等は自己負担とします。</p>
⑥最終結果の通知	<ul style="list-style-type: none">・選考終了後に結果を文書で通知します。（1月頃予定）

9 応募期間

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

※応募多数の場合、早めに締め切る可能性があります。

10 任用時期

令和8年4月1日予定

11 担当課

米原市 市民部 環境政策課（募集全体、小泉棚田地域に関すること）

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

TEL 0749-53-5112

米原市 まち整備部 農政課（募集全体、東草野地域に関すること）

〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地

TEL 0749-53-5141

【着任までのイメージ】

	R7.9	10	11	12	R8.1	2	3
応募期間（オンライン質問会）	→						
おためし協力隊（2泊3日）	→						
一次面接（WEB、随時）	→						
最終面接				→			
最終結果通知					→		
着任準備（引っ越し準備等）						→	